

市たばこ税

市たばこ税は、製造たばこ製造者、特定販売業者又は卸売販売業者が、市内の小売販売業者に売り渡した製造たばこに対してかかる税金です。

例外を除いて、市内の小売販売業者から購入されたたばこにかかる市たばこ税は、豊田市に納税されます。

■納税義務者

製造たばこ製造者、特定販売業者、卸売販売業者

たばこの小売価格の中には、市たばこ税が含まれていますので、実際に税金を負担しているのは購買者自身です。

■税額の算出方法

$$\text{税額} = \text{売り渡し本数} \times \text{税率} \text{注}$$

注 税率 令和2年9月30日まで1,000本につき5,692円
ただし、エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット等の旧3級品の紙巻たばこについては、以下のとおりです。

令和元年9月30日まで1,000本につき4,000円

令和元年10月1日から1,000本につき5,692円

■申告と納税の方法

製造たばこ製造者、特定販売業者又は卸売販売業者が毎月算出した税額を翌月末日までに申告し、納めることになっています。

たばこ1箱(480円)の場合の税金は？

国たばこ税	116円
市たばこ税	114円
県たばこ税	19円
消費税	36円
たばこ特別税	16円

約301円

